

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：商工費 項：商工費 目：中小企業振興費

事業名 中小企業団体中央会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部商工政策課団体支援係 電話番号：058-272-1111 (内 3087)

E-mail : c11351@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 176,751 千円 (前年度予算額：174,222 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	174,222	0	0	0	0	0	0	0	174,222
要求額	176,751	0	0	0	0	0	0	0	176,751
決定額	176,751	0	0	0	0	0	0	0	176,751

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

経済・社会構造が変化する中、中小企業者が直面する課題は多様化している。中小企業者等がそれらに協同して対処し、経済的地位の向上を図ることを目的に組織される「組合」の指導及びセミナーや各種事業、調査研究などの支援は、継続して実施していく必要がある。

(2) 事業内容

組合の指導・支援機関である岐阜県中小企業団体中央会に助成を行う。

① 人件費

- ・指導員・職員設置費 25名
- ・役員設置費 1名

② 事業費

- ・経営支援事務費：旅費、資質向上推進費、事務費、事務所借料
- ・組合等組織強化事業：組合活性化事業（講習会等開催事業、専門家派遣事業、活性化支援事業）、組合等支援事業、情報提供事業

(3) 県負担・補助率の考え方

組合及び中小企業者の継続的な指導・支援を行うため補助は必要。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	176,751	人件費：148,789 事業費：27,962
合計	176,751	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

- ・国は中小企業団体中央会職員の人件費について交付税措置を行っている。
- ・他県は、4府県を除き、人件費及び事業費補助を行っている。うち3県は事業費化又は交付金化により助成している。

(2) 後年度の財政負担

組合及び中小企業者への指導・支援は継続して行う必要があり、次年度以降においても財政負担が発生する。

(3) 事業主体及びその妥当性

中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法で定められた、県内唯一の組合の指導・支援機関であり、当該機関への補助は妥当。

都道府県中央会は、都道府県ごとに1個のみ設立でき、その地区は都道府県の区域のみである（法73条）。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	岐阜県中小企業団体中央会補助金
補助事業者（団体）	岐阜県中小企業団体中央会 （理由）岐阜県中小企業団体中央会は、組合等の設立や運営等の指導・支援機関として中小企業等協同組合法に基づき設立された県内唯一の団体であり、当該団体への財政的支援を行うことで合理的、効率的に組合等の支援が図られる。
補助事業の概要	（目的）組合及び中小企業に対する継続的な指導及び支援により、組合等の経済的地位の向上、県経済の活性化を図る。 （内容）組合の指導・支援機関である岐阜県中小企業団体中央会に人件費、事業費（事務費、講習会開催費、専門家派遣に要する経費等）の助成をする。
補助率・補助単価等	定額 ・定率・ その他 （人件費相当額） （内容） ○人件費 ・国の交付税単価等を基に、補職に応じた補助単価を算定。 ○事業費 ・旅費、研修費、事務費等の指導事務費及び講習会開催や専門家派遣、組合活性化支援、情報提供事業等に要する経費は定額補助。 （理由）中小企業団体中央会が実施する事業は公益性があり、県の補助により安定的かつ継続的に組合等の指導・支援を図るため。
補助効果	補助により、中央会の組合指導・支援等が充実することにより、組合等の運営の強化・適正化等を図り、組合の経済的地位の向上が図られる。 また、専門家派遣やセミナー等の開催により、組合及び中小企業の課題解決が図られ、県経済の活性化が見込まれる。
終期の設定	終期 令和4年度 （理由）地域経済の担い手である組合及び中小企業に対する経営支援を継続的に行う必要があるため。

（事業目標）

巡回指導、窓口相談、専門家派遣等を通じた組合及び中小企業への指導・支援により、組合の現状を的確に把握し、課題解決に努める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H29年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
① 巡回指導件数 (延べ数)	2,604	2,000	2,000
② 専門家派遣事業件数	34	40	40

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	169,589 千円	171,684 千円	175,082 千円	167,982 千円	(予算額) 174,222 千円	(要求額) 176,751 千円
指標①目標	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
指標①実績	2,343	2,604	2,621	2,588	(推計値) 2,000	
指標①達成率	117%	130%	132%	130%	(推計値) 100%	%
指標②目標	40	40	40	40	40	40
指標②実績	40	34	32	16	(推計値) 40	
指標②達成率	100%	85%	80%	40%	(推計値) 100%	%

(前年度の成果)

(令和元年度)

巡回指導や窓口相談等により組合等の問題点を把握し、セミナーの開催や専門家派遣等により課題解決した。

また、地域資源を活用した新商品開発や事業承継に向けた研修会等を開催したことにより組合の活性化に貢献した。

(今後の課題)

引続き組合及び中小企業の経済的地位の向上及び事業の活性化のために必要なニーズと問題点等を把握し、課題解決に努める必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○ : 必要性が高い △ : 必要性が低い

(評価)

○

組合及び中小企業が経済・社会構造の変化に対応するためには、適切な指導やニーズに合致した支援を継続して実施していく必要がある。また、これらの成果は、県経済の発展に繋がると考えられ、県が関与することは妥当である。

・事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	各実施事業は、組合等のニーズと問題点を反映し、概ね期待どおりに実施されている。一歩踏み込んだ重点的な巡回指導とその他事業の実施により、さらに組合等の経済的地位の向上と活性化が図られることが期待される。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	岐阜県中小企業団体中央会は、組合等の指導・支援に関して専門的知識を有する機関であり、効率的な事業実施が図られている。

(事業の見直し検討)

<p>組合及び中小企業の経済的地位の向上を図るためには、組合や中小企業に対し、組合事務等に精通した専門家による継続的な支援が必要となる。</p> <p>中小企業団体中央会は、法で定められた県内唯一の組合の指導・支援機関であり、同団体に対する補助も継続して実施する必要がある。</p>

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

<p>継続・削減・統合・廃止</p> <p>(理由) 同上</p>
--